

## はじめに

1. インド : 汚職調査機関に関する法案の内閣承認
2. ベトナム : 事業内容の登録に関する変更
3. シンガポール : 2013 年度政府予算案の国会提出  
今号のコラム - シンガポール -

## はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 13 号(2013 年 3 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

## 1. インド: 汚職調査機関に関する法案の内閣承認

2013 年 1 月 31 日、ロクパル及びロカユクタ法案(Lokpal and Lokayukta bill)の修正案が内閣で承認されました。

ロクパル(Lokpal)及びロカユクタ(Lokayukta)は、政治家や官僚による汚職行為に関する告発があった場合の調査等を行う(オンブズマン的な)機関で、ロクパルは中央政府レベルの機関、ロカユクタは州レベルの機関です。

ロクパル及びロカユクタは、首相・大臣・議員を広く調査対象とすること等から、当該機関の創設に反対する議員も多く、これまでの法案の審議は度々紛糾しています。当該法案は、2011 年 12 月 27 日に下院(Lok Sabha)を通過し、(インド議会の冬会期の最終日である)12 月 29 日に、上院(Rajya Lokha)の審議にかけられましたが、審議が紛糾し決議に至りませんでした。その後、上院の特別委員会で再度法案の内容が検討され、当該特別委員会により法案の修正提案がなされました。そして、当該修正提案を踏まえて、今般、内閣により、法案の修正案が承認されました。今後は、再度、上院及び下院(法案が修正されたため、再度下院の承認も必要になります。)の審議にかけられることになります。

非政府組織である Transparency International が発表する 2012 年の腐敗認識指数によれば、インドは 176 ヶ国中 94 位と汚職のレベルは高く、政治家や官僚による汚職スキャンダルが連日報道されています。特にインドにおける許認可等に関連する汚職は多く、2012 年 2 月 2 日、インド最高裁が、通信事業者に対する第二世代(2G)の携帯電話の周波数が汚職により不正に割り当てされたものとして、既に割り当て済みの許認可 122 件すべてを取り消す旨の判断を行う等、大規模な汚職事件により事業に重大な影響を及ぼす事例も発生しています。インドの汚職リスクは、インドで事業を行う上で、無視しえないリスクの一つであり、当該法案の成立が、インドでの汚職件数の減少に繋がることが期待されます。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ [yohei.koyama@mhmjapan.com](mailto:yohei.koyama@mhmjapan.com)

弁護士 関口 健一

☎ 03-6266-8562

✉ [kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com](mailto:kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com)

## 2. ベトナム:事業内容の登録に関する変更

ベトナムでは、2013年1月9日、企業の登録に関する議定書(Decree 43/2010/ND-CP)(以下「旧議定書」)を改正する議定書(Decree 05/2013/ND-CP)(以下「本議定書」)が公布されました。本議定書は、2013年2月25日より施行されています(本議定書2条)。

ベトナムにおいて企業を設立する際には、申請書類において、その事業内容に対応する事業コード(ベトナムが事業分野ごとに定める、通常4桁の番号)を記入しなければなりません。

旧議定書では、企業が行う予定の事業内容に対応する事業コードがない場合の措置として、受理機関は事業コードの追加を検討するために投資計画省(Ministry of Planning and Investment)に通知しなければならないと規定していました。しかしながら、旧議定書では、新しい事業コードが追加される前に、受理機関が事業登録申請を受理できるかどうか明確でなく、そのため、対応する事業コードがない場合、設立申請の受理に関して遅延等が生じるおそれがありました。

そこで、新議定書は、この点に関する旧議定書の規定を改正し、対応する事業コードがない場合、受理機関は、投資計画省が新しい事業コードを追加する前であっても、設立申請を受理できるとしました(但し、このような設立申請を受理するかどうかについては受理機関が裁量を有し、必ず受理されるわけではない点に留意が必要です)。

本改正の結果、申請予定の事業内容に相当する事業コードがない場合であっても企業の設立申請が受理されることが明確化されたことにより、ベトナムにおけるより柔軟な企業設立・運営に資することが期待されます。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ [yohei.koyama@mhmiapan.com](mailto:yohei.koyama@mhmiapan.com)

弁護士 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhmiapan.com](mailto:hideaki.umetsu@mhmiapan.com)

弁護士 山口 健次郎

☎ 03-6266-8792

✉ [kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com](mailto:kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com)

## 3. シンガポール:2013年度政府予算案の国会提出

シンガポールでは、2013年2月25日、2013年度政府予算案が政府から国会に提出されました。当該予算案では、国民の中・低所得者層に対する政策的な配慮が手厚い一方、外国人雇用税の引き上げ、Sパス(中級レベルの技能労働者の就労査証)の付与基準の厳格化・雇用枠の縮小が謳われています。近年、シンガポール政府は、従前の積極的な対外開放・誘致政策を修正する傾向にあります。今回の予算案では、国民の所得・生産性を向上させつつ外国人労働者依存を減らす姿勢をより明確にしたといえ、今後の外国人労働者政策の具体的な運用が注目されます。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

☎ 03-6212-8352

✉ [ryutaro.kawamura@mhmiapan.com](mailto:ryutaro.kawamura@mhmiapan.com)

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ [aki.tanaka@mhmiapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmiapan.com)

## 今月のコラム - シンガポール -

### <活気あふれる旧正月の街>

華人の割合が 7 割を占めるシンガポールでは、衣、食、言語等様々なところに中華系文化の影響を垣間見られます。旧正月（春節）の盛大なお祝いもそのひとつです。オフィス街に近いマリーナエリアでは花火が上がリ、電飾を施した山車が練り歩く粧芸（チンゲイ）パレードを楽しむことができます。（なお、シンガポールでは爆竹使用は禁止されていますので、その点をご安心ください。）



<チャイナタウンの蛇バルーン>

ところ変わって、中華系文化の中心地・チャイナタウンでは、蛇年を祝う大きな蛇のバルーンが空を彩ります。地上では、無数の出店と、旧正月の飾りを見物に来る観光客や買い物客が通りを埋め尽くし、活気あふれる新年の雰囲気を感じられました。旧正月直前までは、これらの店やショッピングモールのニューイヤーセール等で食事や買い物を楽しむことができますが、旧正月当日になってしまうとインド系・マレー系のお店以外はほとんどお休みになってしまうので、この時期にシンガポールを訪問される場合は要注意です。

### <ビジネスと旧正月>

旧正月の間は多くの企業が休暇を設けますので、シンガポール（のみならず、ベトナム等他の東南アジア諸国も）でのプロジェクトのスケジュールを組まれる場合には、この時期は余裕を持っていただいたほうがよいと思われるかもしれません。また、中華系の人々がこの時期に帰郷し、それ以外の人々も休暇に旅行に出たりするため、シンガポールや周辺国でのホテルの予約に苦労することもあります。旧正月にビジネスを進められる場合はこれらにご留意頂いた方が宜しいと思われるかもしれません。

### <シンガポール人の正月慣習>

旧正月では、シンガポールの人々は透明な容器に入ったお菓子や、偶数個のみかん（中国語で「幸運」の同音異義語であり、幸運をもたらすという意味が込められています）、日本のお年玉のようにちょっとした紙幣やクーポンが入った紅包（アンパオ）を交換しあい、お互いの 1 年が良いものとなるよう祈ります。

また、シンガポール独特のお正月料理として「魚生（ユーシェン）」が挙げられます。作り方は簡単で、大根、生姜、人参等の千切り野菜の上に、魚（サーモンが多い）の薄切りを重ね、それらを覆うようにクラッカーやナッツを載せてプラムソースを回しかけます。最後、食べる人みんなで大きな声で願い事を叫びながら、箸で具を持ち上げ！持ち上げ！持ち上げて、具とソースが混ざったら出来上がりです。高く持ち上げるほどよいとされているため、多くの場合見た目はあられもないこととなりますが、一口で色々な歯ごたえの食材を味わうことができお得な料理ですので、一度試してみてもは如何でしょうか。



<魚生の調理の一例>

とりとめのない正月話となりましたが、この 1 年が、本レターをご覧になっている皆様にとって、実り多い飛躍の一年となりますよう、弊所一同心よりお祈り申し上げます。新年快樂！！

（弁護士 田中 亜樹）

## セミナー・文献情報

- セミナー 『ミャンマー進出法務の最前線 一新・外国投資法と SEZ 法を踏まえてー』  
開催日時 2013 年 4 月 5 日(金) 14:00~17:00  
講師 小松 岳志  
主催 株式会社プロネクサス (<http://www.pronexus.co.jp/home/index.html>)
- セミナー 『アジアの英文 JV 契約マスター塾～アジアで勝つための JV 契約活用法～』  
開催日時 2013 年 4 月 24 日(水) 14:30~17:30  
講師 小山 洋平  
主催 株式会社金融財務研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)
- 論文 『インド M&A における実務上の留意点』  
掲載誌 旬刊商事法務 No.1990 2 月 15 日号  
著者等 小山 洋平

## News

- Chambers Asia 2013 にて高い評価を得ました。  
Chambers Asia 2013 で、当事務所は 13 の分野で上位グループにランキングされ、26 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。
- アソシエイト 5 名が 1 月付でパートナー及びオブ・カウンセルに就任しました。  
本年 1 月 1 日付にて、増島 雅和弁護士、上村 哲史弁護士、眞鍋 佳奈弁護士が当事務所パートナーに、小山 洋平弁護士、足立 格弁護士が、当事務所オブ・カウンセルに就任いたしました。
- Tony Grundy 氏がシニア・オブ・カウンセルに就任しました。  
当事務所は、2013 年 2 月 18 日付で、Tony Grundy 氏をシンガポールオフィスにおいてシニア・オブ・カウンセルとして迎えました。  
Tony Grundy 氏は、国際的なファイナンス及びコーポレート案件の分野において、30 年以上の経験を有しており、アジアを含む世界各国においてキャピタルマーケット、バンキング、ストラクチャードファイナンスや企業再生等に関する助言を行ってきました。同氏は、シンガポール、香港及び東京において 20 年以上にわたって執務し、その間、Linklaters のシンガポール及び東京オフィスのマネージングパートナーを務め、また、直近では Morrison & Foerster 東京オフィスにおける英国法プラクティスのリーダーを務めておりました。同氏は、イングランド・ウェールズ及び香港特別行政区の事務弁護士としての資格を有しています。  
Tony Grundy 氏をシニア・オブ・カウンセルとして迎え、アジア及び国際的なファイナンスの分野における長年の経験に基づく助言を得ることにより、当事務所は依頼者の皆様に対して、さらに充実したリーガルサービスをご提供できるものと確信しております。

MHM Asian Legal Insights 第 13 号 (2013 年 3 月号) [2013.3.21 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)